

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年（2018年）9月19日付け山中児第264号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、非開示とした次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

「担当者の官職氏名欄」の警察署名及び警察職員の官職並びに警察署の代表番号。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成30年8月27日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県警察〇〇警察署長名平成〇〇年〇月〇〇日付児童虐待の疑いに関する通告の下記公文書〇〇〇〇〇第〇〇号」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「児童通告書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年10月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

5 補正命令

実施機関は、審査請求について要件審査を行い、一部要件を欠くとして、行政不服審査法第23条の規定に基づく補正命令を行った。

6 補正書の提出

審査請求人は、補正命令に対し指定期間内に補正を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「別紙2 処遇意見」条例第11条第6号（行政運営情報）について全文の開示を求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨 (省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、山口中央児童相談所が特定の警察署から受け取った児童通告書であり、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第1号について

条例第11条は、実施機関は、第1号に規定する「法令等の規定により公開することができないこととされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「法令等」とは、法律、政令、省令その他の命令及び条例をいい、「公開することができないこととされている」とは、法令等の規定が公開することができないことを明らかに定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から公開できないこととされている場合も含むとされている。

(2) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(3) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方

針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 非開示情報該当性について

(1) 通告者

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、本件公文書の発信者として実施機関が非開示とした部分に、通告者が記載されていることを確認した。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第7条には、通告を受けた児童相談所の所長等は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないと規定されていることから、通告者は、条例11条第1号に該当し、非開示が妥当である。

(2) 児童の氏名、生年月日、職業・学校・学年、住居、保護者の氏名、職業、生年月日、児童との続柄、住居、所持金品等の品名及び数量並びにそれに対する措置、備考（以下「児童の氏名等」という。）

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、児童の氏名等実施機関が非開示とした部分に、児童及び保護者の氏名等が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

(3) 担当者の官職氏名

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、担当者の官職氏名欄の実施機関が非開示とした部分に、警察署の名称、警察職員の官職及び氏名が記載されていることを確認した。

警察職員の氏名については、条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）に定める警察職員の氏名と認められることから、当該情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

しかしながら、警察署の名称及び警察職員の官職は、実施機関が説明する公安規則に定める警察職員の氏名に該当しないことから開示が妥当である。

(4) 別紙 1 通告理由及び2 処遇意見の全文

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、警察が通告した経緯及び理由並びにそれに対する警察としての所見や処遇方針等が記録されていることを確認した。

通告の情報提供は、児童虐待を防止することを目的としており、公開することにより通告することへの信頼性が薄れ、これにより今後児童虐待の防止を著しく困難にするおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第11条第6号に該当することから、同条第2号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(5) 担当者の官職氏名欄の電話番号

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、担当者の官職氏名欄の実施機関が非開示とした部分に、警察署の代表番号及び内線番号が記載されていることを確認した。

警察署の内線番号は、その性質に鑑み、一般的に考えれば、開示することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者から、業務妨害を目的とした当該内線電話番号に対する電話を受けることで業務の停滞につながるなど、警察電話における通信の正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡、突発重要犯罪や緊急事態への対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがあると認められる。

したがって、警察電話の内線番号は、条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。

一方、警察署の代表番号は、一般に公開されているものであり、警察の通常業務における連絡、突発重要犯罪や緊急事態への対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、警察署の代表番号は、条例第11条第6号に規定する行政運営情報に該当しないことから、開示が妥当である。

4 その他

なお、審査請求人は、警察署が作成した文書及び警察の対応等について、審査請求書及び反論書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成31年 1 月25日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年11月12日	事案の審議を行った。
令和 2 年 1 月21日	事案の審議を行った。
令和 2 年 3 月19日	事案の審議を行った。
令和 2 年 6 月 9 日	事案の審議を行った。
令和 2 年 7 月21日	事案の審議を行った。
令和 2 年 9 月17日	事案の審議を行った。
令和 2 年12月21日	事案の審議を行った。
令和 3 年 2 月 9 日	事案の審議を行った。
令和 3 年 3 月23日	事案の審議を行った。
令和 3 年 5 月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年5月20日現在)